

13. 利用者負担額徴収基準額表

3～5歳児クラスについては、利用者負担額は0円ですが別途副食費が発生する場合があります。0～2歳児クラスの第1子の利用者負担額については下記の表のとおり、第2子以降の利用者負担額については0円となります。

各月初日の在籍支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額：円）		
		3歳未満児		
階層区分	定 義	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の足進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに令第15条の3（法第30条の4第3号の政令で定める場合及び市町村民税を課されないものに準ずる者）第2項第3号に掲げる小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である保護者	0	0	
B	当該年度分の市町村民税総額が右記	0	0	
C	の区分に該当する世帯			
	市町村民税が均等割のみの課税世帯	2,400	2,350	
D1	当該年度分の市町村民税所得割が右記の区分に該当する世帯	5,000円未満の世帯	3,300	3,240
D2		5,000円以上28,500円未満の世帯	4,100	4,030
D3		28,500円以上29,500円未満の世帯	5,900	5,790
D4		29,500円以上36,000円未満の世帯	6,900	6,780
D5		36,000円以上50,500円未満の世帯	8,300	8,150
D6		50,500円以上76,700円未満の世帯	9,800	9,633
D7		76,700円以上97,100円未満の世帯	12,900	12,680
D8		97,100円以上121,000円未満の世帯	17,000	16,710
D9		121,000円以上142,000円未満の世帯	22,600	22,210
D10		142,000円以上161,000円未満の世帯	27,200	26,730
D11		161,000円以上192,000円未満の世帯	30,000	29,490
D12		192,000円以上218,000円未満の世帯	32,600	32,040
D13		218,000円以上243,500円未満の世帯	34,500	33,910
D14		243,500円以上269,500円未満の世帯	36,500	35,870
D15		269,500円以上303,500円未満の世帯	38,600	37,940
D16		303,500円以上327,000円未満の世帯	40,600	39,900
D17		327,000円以上366,000円未満の世帯	43,300	42,560
D18		366,000円以上414,000円未満の世帯	45,700	44,920
D19		414,000円以上446,000円未満の世帯	48,500	47,670
D20		446,000円以上479,000円未満の世帯	50,600	49,730
D21		479,000円以上510,000円未満の世帯	52,800	51,900
D22		510,000円以上の世帯	55,100	54,160

(国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例 抜粋)

(利用者負担額)

第3条 法第27条(施設型給付費の支給)第3項第2号、第28条(特例施設型給付費の支給)第2項各号、第29条(地域型保育給付費の支給)第3項第2号又は第30条(特例地域型保育給付費の支給)第2項第1号から第3号まで並びに法附則第6条第4項並びに第9条(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)の規定により市が定める利用者負担の額(以下「利用者負担額」という。)は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当する教育・保育給付認定子ども
ア 法第19条(支給要件)第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども
イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(次号アに掲げる者を除く。)
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する教育・保育給付認定子ども 別表第1に定める額
ア 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者に限る。) イ 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども

附 則

(複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に係る特例)

5 複数の特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条(複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例)に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)がいる教育・保育給付認定保護者についての利用者負担額の算定に係る別表第1備考第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「C階層及びD階層に該当する世帯であって市町村民税所得割が57,700円未満の世帯」とあるのは、「C階層及びD階層に該当する世帯」と「2番目に年齢が高い者である場合にあっては第2子の額とし、最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合にあっては第3子以降の額」とあるのは「最も年齢が高い者以外の者であるときは、0」とする。

○備考

- 1 負担額算定基準子ども(令第13条(複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る特例)第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この項において同じ。)が同一の世帯に2人以上いる場合における3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもが同一世帯の負担額算定基準子どものうち2番目に年齢が高い者である場合にあっては第2子の額とし、最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合にあっては第3子以降の額とする。
- 2 C階層及びD階層に該当する世帯であって市町村民税所得割が57,700円未満の世帯に特定被監護者等が2人以上いる場合における3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもが特定被監護者等のうち2番目に年齢が高い者である場合にあっては第2子の額とし、最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合にあっては第3子以降の額とする。
- 3 C階層及びD階層に該当する世帯であって市町村民税所得割が77,101円未満の世帯のうちひとり親世帯等(令第4条(法第27条第3項第2号の政令で定める額)第2項第6号の要保護者等に該当する者が属する世帯をいう。)における3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該世帯の階層区分に応じて適用される額(保育短時間(1日8時間までの保育の利用をいう。以下同じ。)の場合にあっては、第7項の規定により算出された額)に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 前項の場合において、第2項の規定により第2子の額とすることとされた3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、0とする。
- 5 3歳未満児とは、当該年度の初日の前日において3歳に達していない者をいう。
- 6 均等割とは、地方税法第292条(市町村民税に関する用語の意義)第1項第1号に規定する均等割をいい、市町村民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割(同法第314条の7(寄附金税額控除)、第314条の8(外国税額控除)、第314条の9(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)並びに同法附則第5条(個人の道府県民税及び市町村民税の配当控除)第3項、第5条の4(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとし、同法第292条第1項第9号に規定する扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この項において同じ。)を3人以上有する者の同法第314条の2(所得控除)第1項第11号に規定する所得控除については、当該扶養親族のうち最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者について地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して計算した額とする。)をいう。
- 7 保育短時間の利用者負担額は、この表に規定する額に100分の98.3を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。